長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月10日県警察本部訓令第15号）
最終改正：令和８年９月４日

○長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

平成19年12月10日
県警察本部訓令第15号

長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

遺失物の取扱いに関する訓令（平成２年長野県警察本部訓令第３号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　提出に係る措置（第６条―第13条の２）
第３章　遺失届に係る措置（第14条―第16条）
第４章　遺失者等を発見するための措置（第17条―第20条）
第５章　拾得物件の保管（第21条―第23条）
第６章　拾得物件の売却等（第24条・第25条）
第７章　拾得物件の返還、引渡し等（第26条―第29条）
第８章　県又は国に帰属した拾得物件の取扱い等（第30条―第33条）
第９章　削除
第10章　検査等（第39条―第43条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「政令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において「遺失物等」とは、法第４条第１項又は法第13条第１項の規定による提出（以下単に「提出」という。）に係る物件（以下「拾得物件」という。）、法第17条前段の規定による届出（以下「特例施設届出」という。）に係る物件又は規則第５条第１項に規定する届出（以下「遺失届」という。）に係る物件をいう。

２　この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

(1)　長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第２号）別表第１に掲げる交番及び警察官駐在所並びに同規則別表第２に掲げる警備派出所並びに同規則第31条第５項の規定により置かれる臨時警備派出所

(2)　警察署長（以下「署長」という。）が設置する警備本部（署長が必要と認めた場合に限る。）及び開設する移動交番

(3)　警察本部のうち次に掲げる課、隊及び所（以下「警察本部施設」という。）

ア　警務部会計課

イ　地域部地域課鉄道警察隊

ウ　交通部交通機動隊（分駐隊を含む。）

エ　交通部高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。）

オ　交通部運転免許本部東北信運転免許課及び中南信運転免許課

３　この訓令において「警察署の地域課等幹部」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　警察署の地域課長若しくは地域・交通課長又は地域課幹部若しくは地域・交通課幹部（警察署の地域課又は地域・交通課に勤務する警察官のうち警部補以上の階級にあるものをいう。）（平日の勤務時

間内に限る。）
(2)　警察署の総務課長又は総務課幹部（警察署の総務課に勤務する警察官のうち警部補以上の階級にあるものをいう。）　（平日の勤務時間内で、かつ、前号に掲げるものが不在の場合に限る。）
(3)　警察署の当直責任者（警察署当番にあっては、当番責任者）又は当直幹部（警察署の当直又は警察署当番に従事する警察官のうち警部補以上の階級にあるものをいう。）　（平日の勤務時間外又は休日に限る。）
(4)　警察本部施設に勤務する幹部（警察本部施設に勤務する者のうち警察官にあっては警部補以上の階級に、警察行政職員にあっては警部補相当職以上の職にあるものをいう。）

（遺失物等の取扱施設等）

第３条　遺失物等は、警察署又は交番等（以下「警察署等」という。）において警察職員が取り扱うものとする。

２　警察本部施設の警察職員は、別表に掲げる本部施設名の区分による署長の指揮監督を受けて遺失物等を取り扱うものとする。

（出納事務）

第４条　拾得物件の出納事務は、保管金・保管物品出納簿（様式第１号）に記載することにより行うものとし、現に出納した日の属する会計年度をもって区分するものとする。

（疑義等にある場合の措置）

第５条　署長は、遺失物等の取扱いについて疑義のある場合又は特別な措置を要すると認められる場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

第２章　提出に係る措置

（交番等における提出物件の措置）

第６条　提出を受けた交番等の警察職員が規則第１条の規定による拾得物件控書及び規則第２条の規定による拾得物件預り書（以下「拾得物件控書等」という。）を作成する場合は、拾得物件に係る法第７条第１項各号に掲げる事項その他必要な事項を署長に報告した上で、当該拾得物件控書等に係る受理番号を照会するものとする。この場合において、休日又は夜間のときは、警察署の当直責任者を経由して報告又は照会するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、特別な事情により警察署等において拾得物件控書等を作成できない場合の措置については、別に定める。

（現金の取扱い）

第７条　交番等において、現金（他の物件に在中している場合を含む。以下同じ。）が提出された場合は、拾得者又は施設占有者（以下「提出者」と総称する。）の面前で当該現金の種類及び金額を確認し、現金収納袋（様式第２号）に必要な事項を記載した上で、当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領せずに立ち去ろうとしたときは、当該現金収納袋の現金受取票を作成して、提出者に交付するものとする。

２　前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（拾得物件預り書の交付）

第８条　法第５条の規定により提出者に対して拾得物件預り書を交付しようとするときは、法第27条から第34条までに規定する拾得物件の提出等に要した費用の負担その他の提出者の権利に関する必要事項について説明するとともに、当該必要事項が記載された書面を提出者に交付しなければならない。

（拾得物件の引継ぎ）

第９条　交番等においては、拾得物件を拾得物件控書とともに、速やかに署長に引き継がなくてはならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、署長の指揮を受けて、拾得物件を適切に保管するものとする。

２　前項に規定する署長への引継ぎは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行うものとする。

(1)　第２条第２項第１号及び第２号に規定する施設のうち、警察署の処務に関する訓令（昭和33年長野

県警察本部訓令第16号）第40条の規定又は署長の指定により、当該施設の勤務員が警察署において毎朝点検及び毎朝訓示を受ける施設並びに警察本部施設　提出を受けた日の翌日

(2)　前号に掲げる施設以外の交番等　提出を受けた日から７日

３　前項の規定にかかわらず、拾得物件が政令第６条に規定する高額な物件、危険物その他の交番等において適切に保管することが困難であると認められる物件である場合は、署長の指揮を受けて、直ちに拾得物件控書とともに、署長に引き継ぐものとする。

４　前２項の規定により拾得物件を引き継ぐときは、拾得届引継簿（様式第３号）を作成し、警察署の地域課等幹部による確認及び拾得物件控書の確認を受けた後、警察署の会計課員（休日及び夜間の場合は警察署の当直責任者又は当直幹部）に直接引き渡すとともに、拾得物件控書及び拾得届引継簿に引受日の記載及び引受者の記名を受けておかなければならない。

５　前項の規定のうち交番等から休日及び夜間に拾得物件の引き継ぎを受けた警察署の当直責任者又は当直幹部は、当直勤務終了後、当該拾得物件を警察署の会計課員に直接引き渡すとともに、拾得物件控書に引受日の記載及び引受者の記名を受けておかなければならない。ただし、会計課員が不在等で引き渡すことができないときは、拾得物件を照合確認の上、次の当直責任者又は当直幹部に拾得物件の保管を引き継ぐものとする。

（拾得物件預り書の再交付）

第10条　署長は、提出者から拾得物件預り書の亡失、滅失又は損傷を理由として再交付を求められた場合は、その状況を調査し、必要と認めたときは、新たに拾得物件預り書を作成の上、上部欄外に「再交付」と朱書して提出者に交付するとともに、拾得物件控書に処理の経過を記載しておかなければならない。

（施設において拾得された物件の取扱い）

第11条　法第４条第２項の規定にかかわらず、施設において物件の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から提出があったものとして取り扱うものとする。

２　前項の取扱いを行ったときは、拾得物件の種類及び特徴並びに拾得の日時並びに場所を当該施設占有者に通知するものとする。

（受理番号等を記載した書面等の作成）

第12条　規則第４条第１項に規定する書面又は電磁的記録は、警察署において、交番等から第６条第１項の規定による報告を受けたとき又は警察署において拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに作成するものとする。

２　規則第４条第２項に規定する書面又は電磁的記録は、警察署において、特例施設届出を受理したときに作成するものとする。

（犯罪者置去物件の取扱い）

第13条　警察署等において、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件（以下「犯罪者置去物件」という。）の提出を受けたとき又は保管中の物件が犯罪者置去物件と判明したときの取扱いについては、別に定める。

（埋蔵物の取扱い）

第13条の２　署長は、届出を受けた埋蔵物が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第２条第１項に規定する文化財と認められる場合は、文化財保護法第101条の規定により、直ちに埋蔵文化財提出書（様式第４号）を添えて、長野県教育委員会に提出しなければならない。ただし、埋蔵物の提出者が長野県教育委員会、長野市教育委員会又は松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）である場合並びに所有者が判明している場合は、この限りではない。

２　署長は、前項に規定する手続を行った後、所有者が判明し当該物件の返還請求があったときは、教育委員会に返還を求め、所有者に引き渡すものとする。

３　署長は、埋蔵物が鑑定の結果埋蔵文化財でないと認定されて差し戻されたときは、一般の拾得物件に準じて処理するものとする。

第３章　遺失届に係る措置

（遺失届出書の作成等）

第14条　遺失届を受けた警察署等の警察職員は、規則第５条第１項に規定する遺失届出書を作成するときは、当該遺失届に係る同条第２項第２号及び第３号に掲げる事項を署長に報告した上で、当該遺失届に係る受理番号を照会するものとする。
２　第６条第１項後段の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。
３　交番等においては、遺失届出書を速やかに署長に引き継がなければならない。
４　第９条第２項の規定は、前項の規定による引継ぎについて準用する。
（遺失届に係る事項の記録）
第15条　署長は、前条第１項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を電磁的に記録するものとする。
（特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置）
第16条　署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがある物件に係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、警察本部通信指令課に対する手配の依頼、関係機関への手配、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

第４章　遺失者等を発見するための措置

（遺失届の有無の調査等）
第17条　規則第６条第１項の規定による遺失届の有無の確認は、次に掲げる場合に行うものとする。
(1)　交番等において第６条第１項の規定による報告をするとき。
(2)　警察署において第12条の規定により書面又は電磁的記録の作成をするとき。
２　前項による確認の結果、拾得物件又は法第17条後段の規定により保管する物件（以下「保管物件」という。）に係る遺失届がなされていることが判明したときは、当該拾得物件又は当該保管物件に係る規則第31条第１項に規定する保管物件届出書の内容と確認に係る遺失届出書の内容とを照合するものとする。
第18条　署長は、規則第６条第２項の規定による照会の結果、拾得物件又は保管物件に係る遺失届がなされていることが判明したときは、当該拾得物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。
（拾得物件等の有無の調査等）
第19条　署長は、第15条の規定により、報告に係る事項を電磁的に記録するときは、規則第７条第１項の規定による確認を行うものとする。
２　前項による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は特例施設届出がなされていることが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る拾得物件又は当該特例施設届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
第20条　署長は、規則第７条第２項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の署長（他の都道府県警察の署長を含む。以下同じ。）に提出又は特例施設届出がなされていることが判明したときは、当該遺失届出書の内容を当該他の署長に通知するものとする。
２　他の署長から遺失届出書の内容の通知を受けたときは、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る拾得物件又は当該特例施設届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

第５章　拾得物件の保管

（保管措置）
第21条　警察署においては、拾得物件を、受理番号、提出年月日、提出者の氏名及び拾得物件の種類を記載した保管用封筒に収納し、又は荷札を付けた上で、当該拾得物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる保管設備への保管その他の必要な措置をとるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、拾得物件が、現金、有価証券その他規則第11条第３号から第６号までに掲げるものに該当する物件、法第35条第２号から第５号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要すると認められる物件である場合は、確実に施錠でき、かつ、他の物件と区分された専用の保管設備に保管するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、拾得物件が自転車その他形状等により保管設備に保管することができない物件である場合は、当該拾得物件を保管に適当な場所に鎖でつなぐ等確実な方法により保管することが

できるものとする。
4　前３項の規定は、交番等において提出を受けた後、第９条第１項の規定による引継ぎを行うまでの間における拾得物件の保管について準用する。ただし、拾得物件が交番等において保管することが適当でないと認められる物件である場合には、署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。
（保管の委託）
第22条　署長は、拾得物件が逸走の家畜、危険物その他前条の規定による保管措置をとることができない物件については、当該拾得物件を適切に保管することができると認められる者に保管を委託することができる。
2　前項の規定により保管を委託する場合は、受託者に対し、善良な管理者の注意をもって拾得物を管理しなければならない旨を説明し、承諾を得た上で、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（様式第５号）を作成し、受託者から必要事項の記載を受けるものとする。
（拾得金等の取扱い）
第23条　警察署で保管している拾得物件のうち現金（以下「拾得金」という。）については、警察署の所在地にある長野県（以下「県」という。）の公金の収納の事務を取り扱う金融機関（以下この項において「取引銀行」という。）に無利息の普通預金口座を設け、署長の名義で預金するものとする。ただし、警察署の所在地に取引銀行がない等の特別な事情がある場合は、別に定めるところにより取り扱うものとする。
2　署長は、拾得金を遺失者へ返還し、又は拾得者へ引き渡すために30万円を限度として保管することができる。ただし、限度を超えて保管する必要があると認められる場合は、別に定めるところにより取り扱うものとする。
3　当せん金付証票その他の有価証券類等で、払戻期間又は引換期間があり、期限の到来により価値が消滅するものについては、その保全のため必要な措置をとるものとする。

第６章　拾得物件の売却等

（拾得物件の売却）
第24条　署長は、法第９条第１項及び第２項の規定により、拾得物件を売却する場合において、政令第１条ただし書の規定により、随意契約に付するときは、拾得物件売却通知書（様式第６号）により拾得者に通知するものとする。この場合において、通知の方法は、拾得物件売却通知書を交付し、又は拾得物件売却通知書の内容を電話等により教示することにより行うものとする。
（拾得物件の処分）
第25条　法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、拾得物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、署長が法第９条第１項の規定による売却ができない物件であると認めたときは、署長の指揮を受けた上で、交番等において当該拾得物件を廃棄することができる。
2　規則第14条の規定による通知（次項において「処分通知」という。）は、拾得物件処分通知書（様式第７号）により行うものとする。
3　前項の規定にかかわらず、第１項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により処分通知を行うことができる。この場合において、口頭により処分通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄等に記載するものとする。

第７章　拾得物件の返還、引渡し等

（遺失者が判明した場合等の通知）
第26条　規則第18条の規定による通知は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
(1)　規則第18条第１項の規定による遺失者に対する通知　遺失物確認通知書（様式第８号）
(2)　規則第18条第２項の規定による提出者に対する通知
ア　提出者が、返還する拾得物件に係る法第27条第１項の費用又は法第28条第１項若しくは第２項の報労金を請求する権利を有する場合
（ア）　氏名等の告知について提出者の同意があるとき　拾得物件返還通知書（様式第９号）
（イ）　氏名等の告知について提出者の同意の有無が不明であるとき　拾得物件返還通知書（様式第10号）

イ　提出者が、返還する拾得物件に係る法第27条第１項の費用及び法第28条第１項又は第２項の報労金を請求する権利を放棄している場合　拾得物件返還通知書（様式第11号）

(3)　規則第18条第４項の規定による拾得物件の所有権を取得する権利を有さない提出者（法第27条第１項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）に対する通知　費用請求権通知書（様式第12号）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による通知を口頭により行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄等に記載するものとする。

(1)　前項第１号に規定する通知であって、拾得物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合

(2)　前項第２号に規定する通知であって、提出者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合

(3)　前項第３号に規定する通知であって、拾得物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合

３　第１項第２号のイに該当する場合であって、かつ、提出者が通知を求めない場合は、当該通知を省略することができるものとする。

（引き取りに関する通知）

第27条　署長は、拾得物件について拾得者が所有権を取得したときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により当該拾得者に対し引き取りに関する通知をしなければならない。

(1)　法第13条第１項の規定により提出された拾得物件及び犯罪者置去物件　権利取得通知書（様式第13号）

(2)　遺失者が所有権を放棄したため、法第32条第１項の規定により拾得者が所有権を取得した拾得物件　権利取得通知書（様式第14号）

（拾得物件引渡し時の措置）

第28条　署長は、拾得者に拾得物件を引き渡すときは、次の措置をとらなければならない。

(1)　物件引取期間を確認すること。

(2)　拾得物件預り書を持参しないなど、特に必要があると認められる場合は、拾得者の氏名及び住所を運転免許証、身分証明書等により確認すること。

（交番等における返還及び引渡し）

第29条　交番等（署長が指定した施設に限る。以下この条において同じ。）において、遺失者からの返還又は拾得者からの引渡しを受けたい旨の申出があった場合は、交番等に保管中の拾得物件を遺失者に返還する場合を除き、次により取り扱うものとする。

(1)　遺失者又は拾得者に対し、直ちに返還又は引渡しができない旨及び返還又は引渡しの日時は後日連絡する旨を教示すること。

(2)　遺失者又は拾得者から拾得物件返還・引渡請求書（様式第15号）を徴し、署長に送付すること。

(3)　署長は、拾得物件返還・引渡請求書の送付を受けたときは、当該拾得物件返還・引渡請求書に係る拾得物件を払い出し、拾得物件控書に払出年月日を記入するとともに、払出しを受けた交番等の勤務員の記名を徴しておくこと。この場合において、保管金・保管物品出納簿への記載は、払出しをした日をもって行うこと。

(4)　拾得物件の払出しを受けた交番等の勤務員は、遺失者又は拾得者から規則第20条第２項に規定する受領書と引換えに、返還又は引渡しをするものとする。この場合において、当該受領書を、速やかに署長に送付するものとする。

(5)　交番等の勤務員は、払出しを受けた拾得物件を直ちに返還しないとき又は引き渡さないときは、第21条第４項の規定に準じて保管するものとする。

第８章　県又は国に帰属した拾得物件の取扱い等

（県に帰属した拾得物件の引渡し等）

第30条　署長は、法第37条の規定により県に所有権が帰属した拾得物件について、３月、６月、９月及び1

2月の各月の末日現在で調査し、拾得金は帰属調書（保管金）（様式第16号）により、拾得金以外の拾得物件は帰属調書（保管物品）（様式第17号）により、それぞれ翌月末日までに県に引き渡さなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、随時引き渡すことができる。

２　署長は、６月及び12月に、拾得物件の保管状況の点検を行うものとする。

（国に帰属した拾得物件の引渡し）

第31条　署長は、法第37条の規定により国に所有権が帰属した拾得物件は、帰属調書（国庫）（様式第18号）により、その所有又は所持の取締りに関する事務を取り扱う国の行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する行政機関をいう。）又はその地方支分部局の長に引き渡さなければならない。

（小切手銀行支払未済金の保管）

第32条　署長は、拾得金の返還又は引渡しのため振り出した小切手が取引銀行において支払未済であるときは、当該支払未済に係る拾得金について、小切手使用／未済状況一覧（様式第19号）で保管しなければならない。

（県に帰属した小切手銀行支払未済金の引渡し）

第33条　署長は、前条の規定により保管する拾得金に係る債権が時効により消滅したときは、当該拾得金を県帰属小切手銀行支払未済金引渡書（様式第20号）により、県に引き渡さなければならない。

第９章　削除

第34条から第38条まで　削除

第10章　検査等

（本部長の検査）

第39条　本部長は、署長が取り扱った遺失物等について、毎年度１回以上、検査員を命じて、拾得物件の保管及び取扱い並びに帳簿等及び関係書類の取扱いの状況を検査しなければならない。

（署長の異動による事務引継ぎ）

第40条　署長に異動があったときは、前任の署長は、発令の日の前日をもって保管金・保管物品出納簿を締め切り、その担任する事務を後任の署長に引き継がなければならない。この場合において、事務の引き継ぎが完了したときは、同一の簿冊に事務引継書（様式第22号）及び発令日前日までの当該月分に係る保管金・保管物品出納簿を編冊しておくものとする。

２　署長は、前項による事務の引継ぎができない特別な理由がある場合には、本部長に報告し、指揮を受けて処理しなければならない。

（事故の報告）

第41条　署長は、拾得物件の亡失その他の事故があったときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

（警察共通基盤システムへの登録）

第42条　警察署等の警察職員は、遺失物等を取り扱ったときは、速やかに警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（次項において「遺失物システム」という。）に必要な事項を登録するものとする。

２　遺失物システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第43条　この訓令に定めるもののほか、遺失物の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

（警察署の処務に関する訓令の一部改正）

２　警察署の処務に関する訓令（昭和33年長野県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（遺失物取扱規則等の運用についての廃止）

３　遺失物取扱規則等の運用について（平成２年２月20日例規第２号）は、廃止する。

附　則（平成20年３月21日県警察本部訓令第２号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年８月６日県警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成21年８月７日から施行する。

附　則（平成22年４月１日県警察本部訓令第５号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月16日県警察本部訓令第６号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成24年３月19日から施行する。ただし〔中略〕第12条中長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第２条第２項第３号オの改正規定（東信運転免許センターに係る部分に限る。）は平成24年３月26日から施行する。

附　則（平成25年３月29日県警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成28年８月12日県警察本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月27日県警察本部訓令第11号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（平成30年５月28日県警察本部訓令第８号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成30年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、この訓令による改正前の長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令様式第３号による現金収納袋で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成31年２月28日県警察本部訓令第５号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成31年３月15日から施行する。

附　則（平成31年２月28日県警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成31年３月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日県警察本部訓令第４号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

２　この訓令の施行前に、〔中略〕第24条の規定による改正前の長野県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令〔中略〕の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和４年３月28日県警察本部訓令第９号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１日県警察本部訓令第５号抄）

（施行期日）
1　この訓令は、令和５年３月１日から施行する。
附　則（令和５年３月２日県警察本部訓令第７号抄）
（施行期日）
1　この訓令は、令和５年３月10日から施行する。
附　則（令和６年３月５日県警察本部訓令第６号抄）
（施行期日）
1　この訓令は、令和６年３月18日から施行する。〔以下略〕
附　則（令和７年５月30日県警察本部訓令第14号）
この訓令は、令和７年５月30日から施行する。
附　則（令和８年３月31日県警察本部訓令第７号抄）
（施行期日）
1　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。
附　則（令和８年９月４日県警察本部訓令第12号）
（施行期日）
この訓令は、令和８年10月１日から施行する。
（**別表**）（第３条関係）

本部施設名	指揮監督する警察署長
警務部会計課、地域部地域課鉄道警察隊	長野中央警察署長
交通部交通機動隊（長野分駐隊を含む。）、交通部高速道路交通警察隊（長野分駐隊を含む。）、交通部運転免許本部東北信運転免許課（東信運転免許センターを除く。）	長野南警察署長
交通部交通機動隊佐久分駐隊、交通部高速道路交通警察隊佐久分駐隊、交通部運転免許本部東北信運転免許課東信運転免許センター	佐久警察署長
交通部交通機動隊諏訪分駐隊	茅野警察署長
交通部交通機動隊飯田分駐隊、交通部高速道路交通警察隊飯田分駐隊	飯田警察署長
交通部交通機動隊木曽分駐隊	木曽警察署長
交通部運転免許本部中南信運転免許課	塩尻警察署長
交通部交通機動隊松本分駐隊、交通部高速道路交通警察隊松本分駐隊	松本警察署長

様式　（略）